

株式会社 京都銀行

京都市下区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

東日本大震災により被災・避難された東邦銀行のお客様の 通帳・印章等の喪失届を受け付けております

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、今回の震災や原発事故で被災地域から避難されている東邦銀行の預金取引先の皆さまを対象に、平成 23 年 7 月 7 日（木）より東日本大震災により紛失された通帳・証書・届出印章・キャッシュカード等にかかる、喪失届・発見届等の取次ぎを開始しましたのでお知らせいたします。

記

対象となるお客様	東邦銀行の預金取引先の皆さま（個人・個人事業主） 法人・団体のお客様は対象外です。
届出いただける方	預金者ご本人 または 預金者の法定代理人 任意代理人（例：夫名義の通帳の届出を妻が行う等）は対象外です。
対象となる届出	再発行を伴う通帳または証書の紛失・盗難の届出 改印を伴う印鑑紛失・盗難の届出 再発行または廃止を伴うキャッシュカードの紛失・盗難の届出 カードは、東邦バンクカード・東邦 Always 一体型キャッシュカードのみが対象です。 既に紛失を届出ている通帳・証書・印鑑・キャッシュカードの発見の届出
取扱いに必要な書類	運転免許証や健康保険証などご本人の確認ができる書類、および紛失物件以外のお持ちの通帳・証書・届出印鑑（紛失された場合は新しい印鑑）・キャッシュカードをご持参ください。 その他、所定の書類が必要となります。
取扱い開始日	平成 23 年 7 月 7 日（木）

以 上